

## 古今東西—生物多様性と裁判

及川敬貴（横浜国立大学大学院 環境情報研究院，理工学部 地球生態学 EP）

生物多様性という言葉をよく耳にするようになりました。2010年に名古屋市（愛知県）で開かれた COP10（生物多様性条約の第10回締約国会議）がブームの火付け役となったような感があります。ところで、生物種や生態系が多様であることを守ろうとする動きは、2010年より前から盛んであり、そのための裁判も数多く起こされてきました。数多くの裁判の中でも、日本が世界に誇るべきは、1973年（昭和48年）に東京高裁が下した「日光太郎杉事件判決」です。午前中の講義では、今から約40年前に出された、この判決がなぜ世界に誇るべきものなのかを考えていきます。



午後の講義では、2000年代に入ってから新しい動きについて説明します。具体例として、諫早湾自然の権利（ムツゴロウ）事件（長崎地方裁判所が、平成20年12月15日が判決を下しました）や泡瀬干潟事件（福岡高等裁判所那覇支部が、平成21年10月15日に判決を下しました）などを取り上げます。生態系サービスや生態リスクという新しい概念がこれからの環境裁判を変えていくことになるかもしれません。